

ID: 275

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

<p>処分の概要</p>	<p>使用料の徴収</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>名寄市名風聖苑設置及び管理条例 第5条第1項</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成18年条例第149号</p>		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第5条 利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。 2 使用料は前納しなければならない。 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 8 月 15 日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>